

発議案第5号

八千代市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	横 山 博 美 ⑩
	同	緑 川 利 行 ⑩
	同	松 井 秀 雄 ⑩
	同	塚 本 路 明 ⑩
	同	菅 野 文 男 ⑩
	同	成 田 忠 志 ⑩
	同	小 林 恵美子 ⑩
	同	横 田 誠 三 ⑩
	同	秋 葉 就 一 ⑩

提案理由

歯科口腔保健の推進に関する法律及び千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例との整合を図り、もって八千代市民の健康保持・増進に寄与するため、八千代市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を求める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を求める決議

国は、国民が健康で質の高い生活を営む上で口腔の健康が基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健康の保持に極めて有効であることにかんがみ、昨年8月10日に歯科口腔保健の推進に関する法律を施行したところである。

この法律は、歯科口腔保健の推進に関する基本理念にのっとり、施策の策定及び実施する国の責務と、地方公共団体においても国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策の策定と実施の責務を有するものとしている。

千葉県にあっては、国の法律施行以前の平成22年4月1日に千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例を施行し、県民の歯・口腔の健康づくりについて、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民の施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に県民の健康保持・増進に寄与するとし、条文中には市町村との連携協力等を明記したところである。

本市議会としても、乳幼児から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を増進することは、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康の保持・増進に寄与するものと考えられるものである。

よって、本市においても国・県の法体系に合致した条例を制定し、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発に努めるとともに、歯科検診や歯科疾患の予防等について施策の策定と実施を図るべく、八千代市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月22日

八千代市議会